

平成30年度（独）日本学生支援機構（JASSO）  
海外留学支援制度（協定派遣）奨学金について

返済不要の  
給付型奨学金

## 1. 海外留学支援制度（協定派遣）とは

海外留学支援制度(協定派遣)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）（以下「高等教育機関」という。）が、諸外国の高等教育機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程））に相当する諸外国の機関をいう。）等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

## 2. 奨学金支給対象者の資格及び要件

本奨学金の支援対象となる者は、平成30年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項 ([http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study\\_a/short\\_term\\_h/\\_icsFiles/afieldfile/2017/09/05/yoko\\_haken.pdf](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study_a/short_term_h/_icsFiles/afieldfile/2017/09/05/yoko_haken.pdf))の「4. 支援の対象者（4）奨学金支給対象者の資格及び要件」に定める以下の①～⑧の要件をすべて満たす者とします。

- ①日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（定住者は含まれません）
- ②学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- ③在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上（3.00満点）であること\*1。（「成績評価計算シート」\*2により計算する）。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記します。

### 【成績評価係数の算出方法例】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
		優	良	可	不可
4段階評価(パターン1)	—				
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意:履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

### 【算出上の注意】

- 1) 点数等により成績評価がなされない「認定」の場合は、計算（分母及び分子）から除外する。
- 2) 「履修放棄」した科目については、0点にて計算する。

\*1 プログラムにより、成績評価係数2.00以上2.30未満の学生を支給対象とする場合があります。各プログラムの募集説明会等でご確認ください。

\*2 「成績評価係数計算シート」掲載HP <http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/study-abroad/scholarship/> 学務情報システムで成績を確認し、単位数、成績等を入力すると、成績評価係数を計算することができます。

### ④経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

- ・ 機構が実施する平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします。
- ・ 奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

## 【家計基準確認にかかる提出書類】

<学部生の場合>主たる家計支持者、従たる家計支持者双方の所得証明書類（両親ともに収入がある場合、父母双方の書類が必要となる。）

<大学院生の場合>本人及び配偶者の所得証明書類

具体的には、給与所得者の場合は源泉徴収票、給与所得者以外の場合は確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印）があるもの（いずれも直近のもの）、所得証明書（市町村発行）の写しまたは非課税証明書（所得がない場合）（市町村発行）の写し等の提出を求める。

<sup>※3</sup>第二種奨学金在学採用の家計基準を上回る場合でも、追加資料の提出等により「自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」と判断される場合がありますので、所属学部・研究科の学務係（または学務部留学交流推進課）へご相談ください。

## 【参考】（独）日本学生支援機構ホームページより転載

<収入・所得の上限額の目安>

区分			給与所得者	給与所得以外
3人世帯	国・公立	自宅	1,012 万円	604 万円
		自宅外	1,059 万円	651 万円
4人世帯	国・公立	自宅	1,096 万円	688 万円
		自宅外	1,143 万円	735 万円
5人世帯	国・公立	自宅	1,314 万円	906 万円
		自宅外	1,408 万円	1,000 万円

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

⑤派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者

⑥派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者

- ・退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
- ・プログラム途中で卒業・修了する者は、要件を満たしません。

注）プログラム途中で、大学学部を卒業し引き続き大学院に入学する者は、支給対象者となりません。

⑦派遣プログラム参加にあたり、他団体等（在籍大学等及び派遣先大学等を含む）から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

⑧外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者

## 3. 支給額

- ・指定都市 月額 10 万円（シンガポール、ジュネーブ等）
- ・甲地方 月額 8 万円（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、英国、トルコ等）
- ・乙地方 月額 7 万円（オーストラリア、ロシア、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム等）
- ・丙地方 月額 6 万円（中国、台湾、スリランカ等）

<sup>※4</sup> 地域区分は、JASSO 募集要項 10 ページ参照。

## 4. 報告書等

本奨学金の受給者には、JASSO への報告書の提出やアンケートの回答が義務づけられています。

## 5. 渡航支援金

平成30年度より、以下の家計基準を満たす者に渡航支援金（一律16万円）を支給します。

<渡航支援金家計基準>家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が次の金額である者。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

大学院生の場合は独立生計者であることを証明する書類が必要となります。